

令和8年度 長野県盛土等情報管理システム構築業務
特記仕様書

第1条（目的）

宅地造成及び特定盛土等規制法（以下、「盛土規制法」という。）に基づく盛土等に関する許可・届出等の情報及び既存盛土等の情報とあわせて、都市計画法の開発許可の情報に関しても一体的に管理し、GISと連携したシステムを構築することを目的とする。

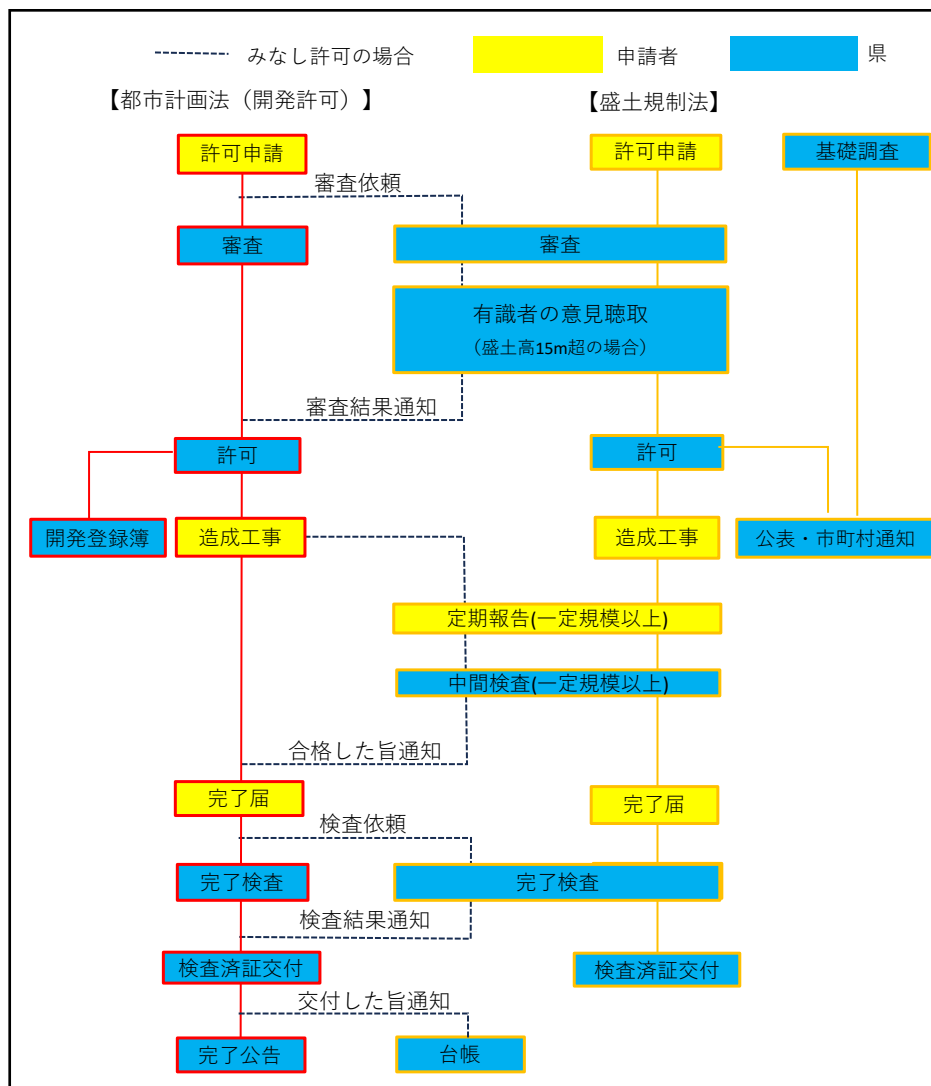
第2条（適用）

本書は、「令和8年度 長野県盛土等情報管理システム構築業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。また、本書は、「設計業務共通仕様書（令和7年9月26日付け7建政技第189号最終改定）」を補完し、本書に明記のない事項は監督員と協議するものとする。

また、システムの構築にあたって本仕様書に明記のない項目等については、国土交通省・農林水産省・林野庁が発行する「盛土等情報管理システム共通仕様書（令和6年7月）（長野県見直し版）」（以下「共通仕様書」という。）を参考にすること。

なお、開発許可事務に係るシステムについては、共通仕様書に準拠し、以下に示す手順フローに基づき構築するものとする。

詳細については、発注者と協議の上決定するものとする。



第3条（適用範囲）

本書は、長野県（以下、「発注者」という。）が受託者（以下、「受注者」という。）に委託する本業務に適用するものとする。

第4条（業務管理）

受注者は委託契約書、本書、業務打合せ書及び関係法規を尊重し、長野県知事（長野県建設工事事務処理規程第29条により長野県知事の指定する職員（以下「監督員」という。））の指示を受け正確に業務を履行するものとする。

第5条（準拠する法令等）

本業務は、委託契約書及び本書によるほか、次に掲げる関係法令、規則及び規定に準拠して実施するものとする。なお、業務着手以降に法律、政省令、実施要領等の改訂が行われた場合は、最新の関係法令等に基づき本業務を実施するものとする。

- （1）宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）
- （2）宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）
- （3）宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）
- （4）宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に伴う災害の防止に関する基本的な方針
（令和5年5月29日農林水産省、国土交通省告示第5号）
- （5）宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に当たっての留意事項について（技術的助言）
- （6）基礎調査実施要領（既存盛土調査編）
- （7）基礎調査実施要領（規制区域指定編）の解説
- （8）盛土等防災マニュアル
- （9）盛土等防災マニュアルの解説
- （10）盛土等防災マニュアルの改正概要と考え方
- （11）盛土等の安全対策推進ガイドライン
- （12）盛土等の安全対策推進ガイドライン及び同解説
- （13）不法・危険盛土等への対処方策ガイドライン
- （14）安全なウェブサイトの作り方 新版（改訂第7版）
- （15）個人情報の保護に関する法律（平成15年5月）
- （16）都市計画法（昭和43年法律第100号）
- （17）都市計画法施行令（昭和44年政令第158号）
- （18）都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）
- （19）その他関係法令等

第6条（個人情報の取り扱い）

本契約の履行に当たって、発注者の提供する資料等に含まれる個人情報は、全て発注者の保有する個人情報であり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年長野県条例第38号）に従い、適切に管理しなければならない。

第7条（秘密の保持）

- 1 受注者は、本契約の締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して発注者から受領し、又はその他の方法により知り得た一切の事実または情報について、発注者の事前の承諾を得ない限り、第三者に対してその内容を一切公開せず、または開示しないこと。
- 2 受注者は業務遂行を通じて知り得た一切の事実または情報を本契約以外の目的に使用しないこと。又、受注者内部の業務関係者以外には開示しないこと。ただし、その事実または情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判所等の命令、指導、通達等により提出する事実についてはこの限りではない。
- 3 受注者が秘密保持義務に違反し、発注者が損害を被った場合、受注者はその損害を補償すること。

第8条（工程管理）

- 1 受注者は業務着手時に実施工程表を作成し発注者に提出すること。この際、受注者が実施する内容はもとより、発注者にて実施、決定等を行う内容、時期についても併記すること。また、受注者は既に提出した実施工程表に変更が生じ、その内容が重要な場合には、その都度変更した実施工程表を提出し、発注者の承認を得ること。
- 2 実施工程表について発注者が特に指示をした場合には、より細部の実施工程表を提出すること。特に時期の定められた箇所及び項目については、発注者と事前に協議し、工程の進捗を図ること。

第9条（損害の賠償）

本業務中に受注者が発注者及び第三者に損害を与えた場合は、直ちに発注者にその状況及び内容を連絡し、発注者の指示に従うものとする。また、監督員の承諾なくして第三者に損害を与えたときは、受注者において解決するものとする。

第10条（疑義）

- 1 受注者は、本業務に関する発注者からの各種問合せに対応すること。
- 2 本業務の実施にあたっては、監督員と十分に協議・調整を行うとともに、監督員が業務目的に照らし必要と認め、指示した事項については、その指示に従うこと。
- 3 本業務で行った監督員との協議・調整の内容及び指示については、打合せ簿に記録し、相互に確認すること。
- 4 本業務に関する不明な事項については、全て監督員と協議すること。

第11条（貸与資料）

必要な資料は貸与するものとする。また、貸与する資料等は使用後又は業務終了後に速やかに返納しなければならない。

第12条（業務対象範囲）

本業務の対象範囲は、長野県全域とする。

第 13 条（業務内容）

業務内容は、主に以下のとおりとする。

- （１）計画準備
- （２）資料収集整理
- （３）システム構成の検討
- （４）システムの詳細設計
- （５）システム構築及び動作検証
- （６）操作マニュアル作成及び研修の実施
- （７）運用・保守計画の策定
- （７）報告書作成
- （８）打合せ協議

第 14 条（計画準備）

本業務を実施するにあたり、業務内容を理解し、工程を検討したうえで、目的が達成できるよう業務計画を立案・作成する。

第 15 条（資料収集整理）

受注者は、本業務に必要な資料等を収集し、適切に整理を行うものとする。

第 16 条（システム構成の検討）

本システムは、クラウド環境に整備し盛土等に関する情報を登録・共有するものであり、自治体職員、申請者及び一般住民が WEB ブラウザから利用するものとする。

システムは、WEB サーバ及びデータベース（DB）サーバにより構成し、管理自治体及び周辺自治体・基礎自治体の職員は LGWAN 経由で、申請者及び一般住民等はインターネット経由で各端末（職員用 PC、申請者用 PC 等）からアクセスする構成とする。

なお、LGWAN-ASP サービスとしての提供は必須要件としない。

システムの全体構成は、長野県情報セキュリティポリシー等を踏まえて検討する。

第 17 条（システムの詳細設計）

前条で整理したシステム構成に基づき、本システムの詳細設計を行うものとする。

本設計においては、自治体職員、申請者及び一般住民といった利用者区分を踏まえ、操作性に配慮した画面設計を行うとともに、盛土等情報の登録、検索及び閲覧等に係る各種機能について具体的な仕様を整理するものとする。

また、データベースについては、必要なデータ項目及び構成を整理し、適切なデータ管理が可能となるよう設計するものとする。

さらに、認証及び権限管理等のセキュリティ機能についても考慮し、安全かつ安定的に運用できるシステムとなるよう詳細設計を行うものとする。

なお、システムから出力を想定している様式は以下のとおり。

盛土規制法関係（省令様式を除く）

書類	主な項目（通知日、宛名及び宛先等を除く）	備考
不許可通知書	土地の所在地及び地番、不許可の理由	
許可等通知（市町村）	定型文（許可・届出別）	
協議済証	土地の所在地及び地番、工事主住所氏名、協議番号、対象行為、期間、条件	
検査手直し指示書	許可年月日及び番号、土地の所在地及び地番、手直し工事の内容、手直し工事の完了期限	
完了検査（確認）復命書	工事主の氏名又は名称、土地の所在地及び地番、許可番号、許可年月日、完了年月日、検査（確認）年月日、検査（確認）結果、指示事項	
中間検査復命書	工事主の氏名又は名称、土地の所在地及び地番、許可番号、許可年月日、検査実施回、特定工程、特定工程に係る工事終了年月日、検査年月日、検査結果、指示事項	
審査依頼書（みなし許可）	申請者住所氏名、土地の所在地及び地番、盛土又は切土の高さ、盛土又は切土をする土地の面積、開発行為の目的、開発区域の面積	みなし許可関係
審査結果通知書（みなし許可）	申請者の住所・氏名、審査結果、補正事項	みなし許可関係
開発許可等を交付した旨の通知書	定型文（許可・協議別）	みなし許可関係
検査依頼書（みなし許可）	定型文	みなし許可関係
完了検査結果通知書	申請者の住所・氏名、検査結果、指示事項	みなし許可関係
検査済証を交付した旨の通知書	定型文	みなし許可関係
中間検査合格証を交付した旨の通知書	定型文	みなし許可関係
有識者会議開催依頼書	定型文	
有識者会議出席依頼書	日時、場所、案件数	
有識者会議開催通知書	日時、場所	
適合証明書	申請者住所及び氏名、土地の所在及び地番、区域区分、該当条項、工事種別、面積・高さ・地盤面の標高差、許可年月日及び番号、建築計画概要（用途、工事の種別、敷地面積、建築面積、延べ面積）	

都市計画法（下表において「法」という。）関係（開発許可）

書類	主な項目（通知日、宛名及び宛先等を除く）	備考
法第 29 条（1）（2）項の規定による許可（不許可）	開発区域に含まれる地域の名称、開発区域の面積、予定建築物の用途、工事施行者（住所・氏名）、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、自己用又はその他の別、法第 34 条の該当号及び理由、その他の事項、条件（理由）、教示	
法第 34 条の 2 第 1 項の規定による了承（不承認）	開発区域に含まれる地域の名称、開発区域の面積、予定建築物の用途、工事施行者（住所・氏名）、工事着手予定年月日、工事完了予定年月日、自己用又はその他の別、法第 34 条の該当号及び理由、その他の事項、条件（理由）	
法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更許可（不許可）	許可年月日及び番号、開発区域に含まれる地域の名称、開発区域の面積、予定建築物の用途、工事施行者（住所・氏名）、変更事項、その他の事項、条件（理由）、教示	
法第 35 条の 2 第 4 項の規定による了承（不承認）	許可年月日及び番号、開発区域に含まれる地域の名称、開発区域の面積、予定建築物の用途、工事施行者（住所・氏名）、変更事項、その他の事項、条件（理由）	
法第 37 条第 1 項の規定による承認（不承認）	開発許可年月日及び番号、建築物等の敷地の所在地及び面積、建築物等の用途、建築物等の構造及び階数、建築物等の新築・新設・改築・増築・移転の別、条件（理由）、教示	
法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可（不許可）	開発許可年月日及び番号、建築物等の敷地の所在地及び面積、建築物等の用途、建築物の建蔽率、建築物の高さ、壁面の位置、建築物の構造、建築物の設備、その他の事項、条件（理由）、教示	
法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可（不許可）	開発許可年月日及び番号、建築物等の敷地の所在地及び面積、建築物等の新築・新設・改築・用途変更の別、許可を受けた予定建築物等の用途、建築物等の用途、その他の事項、条件（理由）、教示	
法第 42 条第 2 項の規定による了承（不承認）	開発協議成立年月日及び番号、建築物等の敷地の所在地及び面積、建築物等の新築・新設・改築・用途変更の別、開発協議成立時の予定建築物等の用途、建築物等の用途、その他の事項、条件（理由）	

法第 43 条第 1 項の規定による許可（不許可）	土地の所在・地番・地目及び面積、建築物等の用途、法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホの該当及び該当する理由、その他の事項、条件（理由）、教示	
法第 43 条第 3 項の規定による了承（不了承）	土地の所在・地番・地目及び面積、建築物等の用途、法第 34 条第 1 号から第 10 号まで又は政令第 36 条第 1 項第 3 号ロからホの該当及び該当する理由、その他の事項、条件（理由）	
法第 45 条の規定による承認（不承認）	地位を継承する開発許可年月日及び番号、被承継人の氏名、権原取得年月日、（理由）	
法第 29 条第 1 項の規定による許可（通知）市町村	定型文	許可書写しに添付
法第 29 条第 1 項の規定による許可（通知）建設事務所	定型文	許可書写しに添付
法第 29 条第 2 項の規定による許可（通知）市町村	定型文	許可書写しに添付
法第 29 条第 2 項の規定による許可（通知）建設事務所	定型文	許可書写しに添付
完了公告（案）	許可番号・年月日、許可権者名、開発区域、許可を受けた者の住所及び氏名	
完了公告依頼文	定型文	完了公告（案）に添付
進達文	定型文	申請書に添付
開発行為に関する工事の検査済証	検査済証番号・年月日、許可番号・年月日、許可権者名、開発区域、許可を受けた者の住所・氏名	
公共施設に関する工事の検査済証	検査済証番号・年月日、許可番号・年月日、許可権者名、開発区域、許可を受けた者の住所・氏名	
許可条件	定型文	許可書に添付
指示事項	定型文	許可書に添付

前条の設計を踏まえ、システムの構築を行う。

また、構築したシステムについて、実際の利用環境を想定したブラウザで動作検証を行い、不具合等を解消した上で、本番環境へ移行する。動作検証結果については適切に記録し、発注者に報告する。

第 19 条（操作マニュアル作成及び研修の実施）

利用者が円滑に操作を行えるよう、利用者の区分に応じて操作マニュアルを作成する。また、管理者向けには、システム運用に必要となる設定変更やユーザ管理等の手順を整理した運用マニュアルを作成する。

職員を対象とした研修を実施し、システムの概要、操作方法、運用上の留意点等について説明を行う（4 会場程度を想定）。研修後においても、必要に応じて質疑対応や補足説明を行う。

また、業務の実施過程において、職員を対象とした試験版によるテスト運用を最低 1 回実施し、操作性や機能に関する意見の聴取を行うものとする。収集した意見については内容を整理・分析し、必要に応じてシステムへ反映する。

第 20 条（運用・保守計画の策定）

システムの安定的な運用を図るため、運用体制、障害対応、バックアップ及び保守対応等に関する計画を策定するものとする。

第 21 条（報告書作成）

本業務で作成・使用した資料の整理とりまとめを行い、実施内容及び成果について報告書として作成する。

第 22 条（打合せ協議）

本業務の遂行にあたって、業務着手時、中間時（3 回）、業務完了時の計 5 回の打合せを行うものとし、業務着手時及び業務完了時には、原則として管理技術者が立ち会うものとする。

第 23 条（成果品）

本業務の成果品は以下のとおりとし、紙ファイル及び電子データにて納品するものとする。

- （1）報告書
- （2）長野県盛土等情報管理システム
- （3）操作及び運用マニュアル
- （4）システム設計書
- （5）システムテスト仕様書
- （6）システムプログラム仕様書
- （7）その他、監督員が必要と認めたもの

第 24 条（その他）

本業務の受注者とは別途、保守点検業務について契約を締結する予定である。